

政策体系	政策No.	6	政策名	共生・協働のまちづくり		施策主管課	生活環境政策課
	施策No.	3	施策名	人権の尊重	重点施策	施策主管課長名	川畑 巧
施策関係課名		市民課、生涯学習課					

1 施策の目的と指標		
対象(誰、何を対象としているのか)	人や自然資源等	対象指標(対象の大きさを表す指標) 数字は記入しない
市民	A	人口
	B	事業所数 事業所・企業統計調査結果 H21から経済センサス
	C	
意図(この施策によって対象をどう変えるのか)		成果指標(意図の達成度を表す指標) 数字は記入しない
人権が尊重されている DV、セクハラは男女共同参画の施策で扱う。児童虐待は子育て支援、高齢者虐待は地域福祉の施策に位置づける。	A	人権侵害を受けた市民の割合
	B	
	C	
	D	
	E	
	F	
右上の成果指標の測定方法(実際にどのように実績を把握するか)		基本計画期間における施策の目標設定(2-)の根拠
A...人権侵害を受けた市民の割合 総合計画進行管理に係る市民意識調査		「人権侵害を受けた市民の割合」については、市民意識調査(平成18年度)によると、60代以上の年代が低い傾向にある。人権教育・啓発を行うことで成果向上を目指す。

2 指標等の推移												
	単位	数値区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度(目標年度)	
対象指標	A	人	見込み値				127,871	128,128	128,383	128,640	128,868	129,098
			実績値	127,219	127,309	127,615	127,773	127,450				
	B	事業所	見込み値									
実績値			4,845	-	4,989	-	-					
C		見込み値										
		実績値										
成果指標	A	%	成り行き値				14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0
			目標値				14.0	13.5	13.0	12.5	12.0	11.5
	実績値			14.4	12.0	9.7						
	B		成り行き値									
			目標値									
	実績値											
	C		成り行き値									
			目標値									
	実績値											
	D		成り行き値									
			目標値									
	実績値											
E		成り行き値										
		目標値										
実績値												
F		成り行き値										
		目標値										
実績値												

3 基本計画期間における施策の方針 (総合計画書より)											
<p>学校、家庭、職場等のあらゆる場と機会を通じ、市民の発達段階に応じた効果的な方法で、国・県・市が一体となって市民や事業者働きかけることとする。このことにより、市民一人ひとりが個人の違いを認めあい、人権の大切さを認識し、日常生活の様々な場面での実践に結びつけることができるように、人権教育・啓発を推進する。</p>											

4 施策の特性・状況変化・住民意見等 この施策の役割分担をどう考えるか(協働による市民と行政の役割分担)	
ア)行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)	イ)市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割 (市民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと)
国 ・人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する。 県・市 ・国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する。 ・虐待人権侵害被害者に対する相談対応を行い、必要な措置を講ずる。	市民 ・人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与する。 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律。
施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?(平成24年度を見越して)	この施策に対して市民(対象者、納税者、関係者等)、議会からどのような意見や要望が寄せられているか?
・国に対して、人権擁護団体から人権擁護法案の制定が提案されている。 ・県は児童重要保護の協議会(要保護児童対策協議会)を各自治体に設置させる方針。(霧島市では児童虐待防止協議会の設置規程はあるが、実際の設置はなされていない。設置した。) ・平成18年4月1日から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者虐待の早期発見と地方公共団体の責務を定め更に民間団体等との連携のための体制強化に取り組むこととしている。 ・児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律が平成16年4月14日交付された。	・市内に法務局があるため、人権相談に関する市への相談先の問合せはあるものの具体的な意見、要望は少ない。 ・団体が人権セミナーを開催しても参加者が少ない。市としても学習する機会の情報提供やPRに協力して欲しい。

5 施策の評価(成果水準の振り返り)	
施策の目標達成度(平成20年度目標と実績との比較)	左記の背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)
結果 目標達成 (目標値より実績値が110%以上) 目標をほぼ達成 (目標値より実績値が90%以上110%未満) 目標を未達成 (目標値より実績値が90%未満)	人権侵害を受けた割合は、平成19年度12%、平成20年度9.7%と下がっている。国・県の関係機関、人権擁護委員と協働して、人権擁護の活動が図られた。
成果指標	結果
A 人権侵害を受けた市民の割合 目標値と比較して実績値が 128% であった。	
B	
C	
D	
E	
F	

6 施策の現状	
施策の基本方針の達成状況	施策の平成24年度目標達成見込み
学校、家庭、職場等のあらゆる場と機会を通じ、市民の発達段階に応じた効果的な方法で、国・県・市が一体となって市民や事業者に働きかけた。	現状は目標を上回っているので、達成できる。

7 施策の課題	
基本計画期間で解決すべき課題(総合計画書より)	平成22年度に取り組むべき課題
・市全域でのあらゆる差別をなくすために、人権意識の高揚を図る必要がある。 ・相談できる環境づくりが必要である。 ・企業における人権擁護の取り組みを促進する必要がある。 ・国・県等との連携により虐待被害者の救済手段を確保する必要がある。	(目標は達成しているものの) ・市民や事業者等に人権教育啓発の継続的推進が必要である。

8 平成22年度の施策の基本方針
(課題解決に向けた取り組み方針)

市
 ・市民や事業所等に人権教育啓発の継続的推進をしていく。
 県
 ・県との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、教育及び人権啓発に関する施策を実施する。
 市民
 人権に係わる教育学習の場に参加する。

1 基本事業の目的、取組み方針			
基本事業	基本事業名	基本事業主担当課	基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)
6-3-1	人権尊重社会の実現に向けた教育・学習の推進及び広報・啓発	市民課	人権教育・啓発施策推進の指針となる「霧島市人権教育・啓発基本計画」に基づき、人権に関する基本的な知識の習得、生命の尊さ、大切さなどが実感できるような啓発、各人の異なる個性を發揮できるような啓発等を推進する。また、人権が尊重される明るい企業づくりを目指し、就職の機会均等などを確保するため、人権意識のさらなる向上を図る。

対象	市民	意図	人権について知ることができる。
----	----	----	-----------------

2 基本事業の指標等の推移												
成果指標名	単位	成果指標の測定方法	数値区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (目標年度)
A 市が主催する人権に関わる教育・学習に参加した市民の数	人	人権まちづくり会議	成り行き値				3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
			目標値				3,900	4,000	4,100	4,200	4,300	4,400
			実績値	3,699	3,677	3,817	4,900	6,734				
B 人権に関わる教育・学習に参加した市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値					10.5	10.5	10.5	10.5	10.5
			目標値					11	12	13	14	15
			実績値				10.5	8.6				
C			成り行き値									
			目標値									
			実績値									

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠
 平成20年度市民意識調査から調査項目を増やし、再設定する。
 発達段階を踏まえた効果的な方法で、人権教育・啓発を推進することにより、成果向上を目指す。目標に関しては、5つの講座の定員から100人/年程度の向上余地があると見て、その分を増加させることとした。

<メモ>
 5つの講座
 ・学校教育課の講座
 ・生涯学習課の講座
 ・企画政策課の講座
 ・市民課人権擁護推進Gの講座
 ・市民課準人権啓発センターの講座

4 平成20年度の基本事業の振り返り(目標達成度評価)と平成22年度に向けての課題
 平成20年度は、市が主催する人権に係わる教育・学習会に参加した人数は平成19年度より多いものの、市民意識調査アンケート結果では参加した市民の割合は下がっている。
 課題としては、20歳代、40歳代～50歳代を中心とした人権教育啓発を推進していくことが必要。
 効果的なものとしては、事業所等へ出前講座を行い啓発を行う。

5 基本事業の平成22年度の方針
 ・20歳代、40歳代～50歳代を中心とした人権教育啓発を推進していく。
 ・事業所等へ出前講座を行い啓発を行う。

6 平成22年度の基本事業の重点「対象」・「意図」	
対象	市民(20歳代、40歳代～50歳代)
意図	人権学習等に参加する。

1 基本事業の目的、取組み方針			
基本事業	基本事業名	基本事業主担当課	基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)
6-3-2	人権侵害被害者の救済	市民課	・人権に関する様々な問題について気軽に相談できるよう相談機関やその活動内容等に関する情報提供を行い、周知を図る。 ・複雑多様な人権問題に迅速かつ的確に対応できるよう国・県の関係機関や人権擁護委員等と連携・協働して取り組む。

対象	人権侵害被害者	意図	人権被害が解消される
----	---------	----	------------

2 基本事業の指標等の推移													
成果指標名	単位	成果指標の測定方法	数値区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (目標年度)	
A 人権侵害を受けてどこにも誰にも相談しなかった人の割合	%	市民意識調査	成り行き値					33	33	33	33	33	
			目標値					30	29	28	27	26	25
			実績値			33.9	30.2	32.8					
B			成り行き値										
			目標値										
			実績値										
C			成り行き値										
			目標値										
			実績値										

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠
 市民意識調査では、人権侵害を受けて「どこにも誰にも相談しなかった」人の割合は、33.9%となっている。毎年1%ずつの成果を目指し、基本計画の最終年度には、相談しなかった人の割合を比較的水準の高い地域を参考に25%まで引き下げることを目標とする。そのためには、相談機関や活動内容の情報提供を行い、成果向上を目指す。

4 平成20年度の基本事業の振り返り(目標達成度評価)と平成22年度に向けての課題
 人権侵害を受けてどこにも誰にも相談しなかった割合が、平成20年度32.8%、平成19年度30.2%と上がっている。加えて目標値29%を達成していない。男女差はあまりないが、人権侵害を受けたと感じる50代、60代における相談窓口の情報提供を行う必要がある。

5 基本事業の平成22年度の方針
 人権侵害を受けたと感じる50代、60代における相談窓口の情報を提供する。

6 平成22年度の基本事業の重点「対象」・「意図」	
対象	人権侵害被害者
意図	相談に行く。